

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 9 月18日
【計算期間】	第27期(自 平成23年12月17日 至 平成24年 6 月18日)
【ファンド名】	ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【電話番号】	03-6703-4935
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、長期的に円ベースでの信託財産の安定した成長を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／内外／資産複合に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式・債券／資産配分変更型））） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	あり （部分ヘッジ） なし

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）等の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券／資産配分変更型）））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式・債券に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（部分ヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円で為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

- ③ 信託金の限度額は5,000億円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

④ ファンドの特色

a. 親投資信託を含む投資信託証券（以下、「投資対象ファンド」といいます。）への投資を通じて、内外の公社債を中心に株式にも分散投資するバランス運用により、リスクを低減しながら、円ベースでの信託財産の安定した成長を目指します。資産配分については、定期的に見直しを行います。

b. ファンド・オブ・ファンズ形式による運用を行います。

投資対象ファンドは、別に定めるブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券で、原則としてアクティブ運用により付加価値を追求する投資信託証券から選定します。

＜投資対象ファンドの概要＞

ファンド名	主な投資対象
ブラックロック日本債券マザーファンド	日本の公社債
ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）	日本を含む世界先進主要国の公社債。外貨建資産については為替ヘッジを行いますが、一部機動的な運用を行う場合があります。
ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）	日本を含む世界先進主要国の公社債。外貨建資産については為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合があります。
ブラックロック・グローバル・ファンズ ジャパン・スモール・アンド・ミッド・ キャップ・オポチュニティズ・ファンド（外国籍投資証券）	日本の株式
ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・エクイティ・ファンド（外国籍投資証券）	日本を含む世界各国の株式

c. ベンチマーク^{*1}は以下の指標をそれぞれの割合で合成した指数(複合インデックス)とします。

・NOMURA-BPI ^{*2}	50%
・シティグループ世界国債インデックス ^{*3} (除く日本、円ベース)	10%
・シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)	10%
・TOPIX(東証株価指数) ^{*4}	10%
・MSCI KOKUSAI インデックス(円換算ベース) ^{*5}	10%
・無担保コール翌日物	10%

*1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当って運用成果を評価するための基準指標です。

(ベンチマークを構成する指標は、各種機関等で公表されており、その機関等の知的財産です。またこれらの機関等は当ファンドの運用成果等に関する一切の責任を負いません。)

*2 NOMURA-BPIは、野村証券金融研究所が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券金融研究所に帰属します。

*3 シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが公表する、世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

＊４ ＴＯＰＩＸ(東証株価指数)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。ＴＯＰＩＸは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

＊５ ＭＳＣＩ ＫＯＫＵＳＡＩ インデックスは、日本を除く主要国を対象とする株価指数であり、ＭＳＣＩ Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、ＭＳＣＩ Inc.に帰属します。また、ＭＳＣＩ Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。なお、円換算ベースとは、当該インデックスを、委託会社において円に換算したものです。

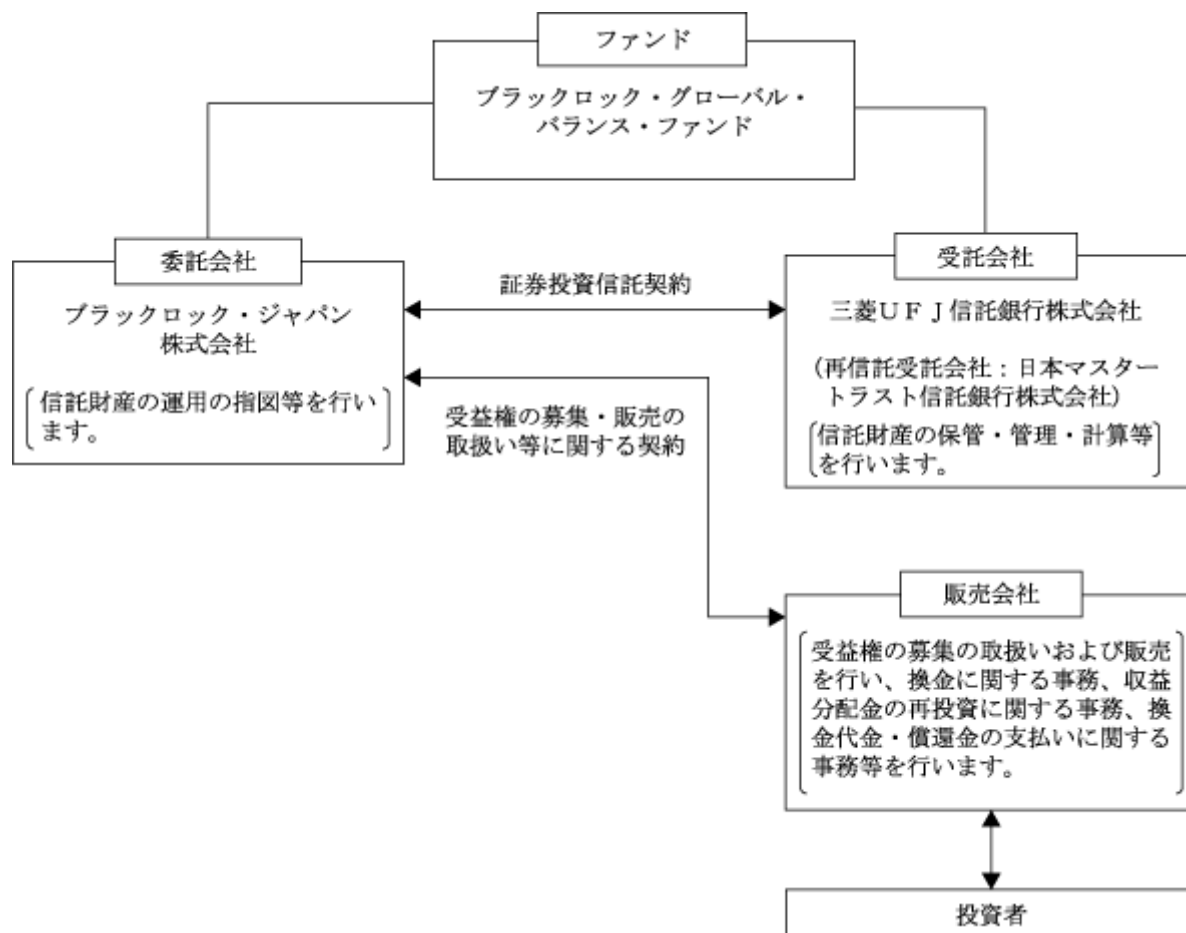
d. 外貨建資産については、為替ヘッジによるリスクの低減を図ります。為替ヘッジ（親投資信託における為替ヘッジならびに投資対象ファンドにおいて円に対する為替ヘッジが行われている場合はこれを含みます）を行わない部分を信託財産の純資産総額の原則として30%程度までとします。

(2)【ファンドの沿革】

平成10年12月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成12年12月1日	ファンド名称の変更(旧名称「メリルリンチ・マーキュリー・グローバル・バランス・ファンド」)
平成18年10月1日	ファンド名称の変更（旧名称「メリルリンチ・グローバル・バランス・ファンド」、「メリルリンチ・世界バランス・マザーファンド」）
平成18年10月23日	運用の基本方針の変更
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行
平成21年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
平成24年6月27日	ファンドの仕組みをファンド・オブ・ファンズ形式に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<契約等の概要>

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

<ファンドの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



＜委託会社の概況＞

平成24年6月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 2,435百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 投資対象ファンドへの投資を通じて、内外の公社債を中心に株式にも分散投資し、バランス運用によりリスクを低減しながら、円ベースでの信託財産の安定した成長を目指します。
- ② ベンチマークは以下の指標をそれぞれの割合で合成した指数（複合インデックス）とします。

・ NOMURA－B P I ^{*2}	50%
・ シティグループ世界国債インデックス ^{*3} (除く日本、円ベース)	10%
・ シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)	10%
・ T O P I X (東証株価指数) ^{*4}	10%
・ M S C I K O K U S A I インデックス(円換算ベース) ^{*5}	10%
・ 無担保コール翌日物	10%
- ③ 投資対象ファンドは、別に定めるブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券で、原則としてアクティブ運用により付加価値を追求する投資信託証券から選定します。投資対象ファンドの選定に当たっては、ベンチマークの構成指数に対応する資産を投資対象とする投資信託証券の中から、定性評価と定量評価の両面から検討のうえ決定します。
- ④ 別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、この投資信託の運用の長期的な安定性等の観点から、上記③と同様の検討を経て変更することがあります。
- ⑤ 外貨建資産については、為替ヘッジによるリスクの低減を図ります。為替ヘッジ（親投資信託における為替ヘッジならびに投資対象ファンドにおいて円に対する為替ヘッジが行われている場合はこれを含みます）を行わない部分を信託財産の純資産総額の原則として30%程度までとします。
- ⑥ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類(約款第16条の2)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

② 投資対象とする有価証券(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- (d) 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(c)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品(約款第17条第2項)

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

(a) ブラックロック日本債券マザーファンド

商品分類	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	① 円建ての公社債を主要投資対象とします。 ② この投資信託は、中長期的な観点から、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合を上回る投資成果をめざして運用を行います。 ③ デュレーション・リスク、イールドカーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。 ④ 委託会社は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)に、日本市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、信託財産の運用指図に関する権限を委託します。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記の運用ができない場合があります。
設定日	平成24年6月27日
信託期間	無期限
主な投資制限	① 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券（約款第12条第1項なお書きに規定するものをいい、約款第12条第4項各号に掲げるものを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託報酬	ございません。(注)
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年1回（6月16日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
投資顧問会社 (再委託先)	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(b) ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）

商品分類	証券投資信託／親投資信託								
投資目的および投資態度	① シティグループ世界国債インデックス・円ヘッジ円ベースをベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとしします。 ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。 ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。 ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>商号</th><th>委託する権限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)</td><td> ・外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 ・日本の債券等の一部運用に関する権限 ・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとしします。） </td></tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)</td><td> ・外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td></tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</td><td> ・外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td></tr> </tbody> </table> ⑥ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。 ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。	商号	委託する権限	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	・外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 ・日本の債券等の一部運用に関する権限 ・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとしします。）	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	・外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	・外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
商号	委託する権限								
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	・外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 ・日本の債券等の一部運用に関する権限 ・信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとしします。）								
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	・外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限								
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	・外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限								
設定日	平成10年7月1日								
信託期間	無期限								
主な投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。								
信託報酬	ございません。(注)								
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。								
決算日	年1回（3月15日。休業日の場合は翌営業日。）								
収益分配方針	分配を行いません。								
申込手数料	ございません。								

委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
投資顧問会社 (再委託先)	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(c) ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

商品分類	証券投資信託／親投資信託								
投資目的および投資態度	① シティグループ世界国債インデックス・円ベースをベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。 ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。 ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。 ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>商号</th><th>委託する権限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)</td><td> - 外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 - 日本の債券等の一部運用に関する権限 - 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。） </td></tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)</td><td> - 外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td></tr> <tr> <td>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)</td><td> - 外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 </td></tr> </tbody> </table> ⑥ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。 ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。	商号	委託する権限	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	- 外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 - 日本の債券等の一部運用に関する権限 - 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
商号	委託する権限								
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	- 外国債券等（主として米州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 - 日本の債券等の一部運用に関する権限 - 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）								
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	外国債券等（主として欧州地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限								
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	外国債券等（主として日本を除く環太平洋地域）の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限								
設定日	平成10年7月1日								
信託期間	無期限								

主な投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
信託報酬	ございません。(注)
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年1回（3月15日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資顧問会社 （再委託先）	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(d) ブラックロック・グローバル・ファンズ ジャパン・スモール・アンド・ミッド・キャップ・オポチュニティ
ズ・ファンド

商品分類	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(円建て)
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは純資産の70%以上を日本の中小型の株式（日本において重要な事業展開を行っていると考えられる日本以外の企業の株式を含みます）に投資します。取得時において日本の株式市場の時価総額下位30%を構成する株式を中小型の株式とみなします。
設定日	1987年5月13日
存続期間	無期限
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ございません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(e) ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・エクイティ・ファンド

商品分類	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは純資産の70%以上を世界各国の株式に投資します。ファンドの純資産の51%以上を先進国の株式（先進国において重要な事業展開を行っていると考えられる先進国以外の企業の株式を含みます）に投資します。
設定日	1986年11月24日
存続期間	無期限
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ございません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

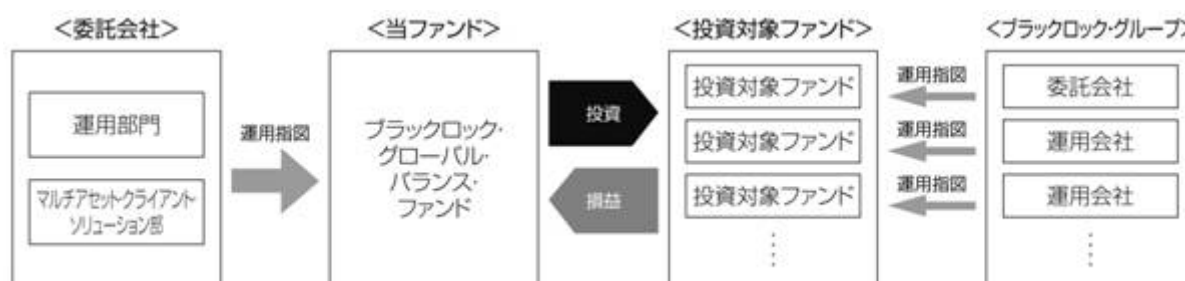
② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③ 当ファンドの運用は、マルチアセット・クライアント・ソリューション部(当ファンド担当：3名程度)が担当いたします。

運用体制図

当ファンドは委託会社のマルチアセット・クライアント・ソリューション部が運用を行います。投資対象ファンドの選定に当たっては、ベンチマークの構成指数に対応する資産を投資対象とする投資信託証券の中から、定性評価と定量評価の両面から検討のうえ決定します。



※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.56兆ドル^{*}(約284兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2012年6月末現在。(円換算レートは1ドル=79.79円を使用)

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年2回の毎決算時(6月16日、12月16日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約^{*}に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

^{*} 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

- a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限①)
- b. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限②)
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- c. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限③)
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- d. 受託会社の自己または利害関係人等との取引（約款第17条の2）
 - (a) 受託会社は、投資者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託約款に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
 - (b) (a)の取扱いは、「公社債の借入れ」、「外国為替予約の指図および範囲」、「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。
- e. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第30条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- f. 公社債の借入れ(約款第28条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

g. 外国為替予約の指図および範囲(約款第31条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

h. 資金の借入れ(約款第39条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 株価変動のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 金利変動リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 信用リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. 為替変動リスク

当ファンドおよび当ファンドの投資対象ファンドは、円以外のさまざまな外貨建有価証券等に投資することができます。原則として、為替ヘッジ（投資対象ファンドにおいて円に対する為替ヘッジが行われている場合はこれを含みます。）を行わない部分をファンドの純資産総額の30%程度までとして、為替変動によるリスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行わない部分について為替差損が生じることがあります。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b. ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の2.1%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

- ② 収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.4385%（税抜1.37%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次のとおりとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.714% （税抜0.68%）	年0.6825% （税抜0.65%）	年0.042% （税抜0.04%）	年1.4385% （税抜1.37%）

※ 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

- ② 信託報酬の支払時期と支払方法等

毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときまたは再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。
- ④ 投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。
- ⑤ 信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 - a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
 - b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
 - d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。)

② 換金時および償還時の課税について

a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

[平成24年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（10%（所得税7%および地方税3%））のいずれかを選択することができます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（10.147%（所得税7.147%および地方税3%））のいずれかを選択することができます。

[平成26年1月1日以降]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

[平成24年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

[平成26年1月1日以降]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の投資者に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成26年1月1日以降]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド」

(1)【投資状況】（平成24年7月末現在）

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	663,190,971	20.21
内 アメリカ	373,497,500	11.38
内 日本	289,693,471	8.83
親投資信託受益証券	2,356,282,792	71.81
内 日本	2,356,282,792	71.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	261,605,244	7.97
純資産総額	3,281,079,007	100.00

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2)【投資資産】（平成24年7月末現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／ 地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック日本債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,342,000,000	1.0000	1,342,000,000	1.0059	1,349,917,800	41.14
2	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジなし)	日本	親投資信託 受益証券	408,994,623	1.2273	502,000,000	1.2227	500,077,725	15.24
3	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジあり)	日本	親投資信託 受益証券	389,751,553	1.2879	502,000,000	1.2990	506,287,267	15.43
4	ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・エクイティ・ファンド クラスA投資証券	アメリカ	投資証券	816,754	443.22	362,005,270	457.29	373,497,500	11.38
5	ブラックロック・グローバル・ファンズ ジャパン・スモール・アンド・ミッド・キャップ・オポチュニティズ・ファンド クラスA投資証券	日本	投資証券	108,907	2,773.00	302,000,000	2,659.99	289,693,471	8.83

(注1) 投資比率は、純資産総額に対す評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	20.21
親投資信託受益証券	71.81
合計	92.03

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年7月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8期(平成14年12月16日)	12,622,002,921	(同左)	0.9417	(同左)
第9期(平成15年6月16日)	11,317,847,883	(同左)	0.9831	(同左)
第10期(平成15年12月16日)	9,818,594,836	(同左)	0.9560	(同左)
第11期(平成16年6月16日)	9,124,492,242	(同左)	0.9716	(同左)
第12期(平成16年12月16日)	8,583,777,645	(同左)	0.9905	(同左)
第13期(平成17年6月16日)	7,616,681,334	7,638,271,794	1.0001	1.0029
第14期(平成17年12月16日)	6,390,070,710	6,450,104,060	1.0496	1.0595
第15期(平成18年6月16日)	5,934,230,827	5,961,860,405	1.0321	1.0369
第16期(平成18年12月18日)	5,789,469,047	5,842,559,798	1.0775	1.0874
第17期(平成19年6月18日)	5,478,051,446	5,527,230,788	1.0863	1.0960
第18期(平成19年12月17日)	5,249,937,434	5,274,165,886	1.0699	1.0748
第19期(平成20年6月16日)	5,002,282,317	5,025,578,082	1.0340	1.0388
第20期(平成20年12月16日)	4,254,941,114	(同左)	0.9174	(同左)
第21期(平成21年6月16日)	4,333,361,107	(同左)	0.9404	(同左)
第22期(平成21年12月16日)	4,337,231,665	(同左)	0.9588	(同左)
第23期(平成22年6月16日)	4,214,842,131	(同左)	0.9586	(同左)
第24期(平成22年12月16日)	4,097,432,869	(同左)	0.9609	(同左)
第25期(平成23年6月16日)	3,867,931,798	(同左)	0.9589	(同左)
第26期(平成23年12月16日)	3,505,507,818	(同左)	0.9347	(同左)
第27期(平成24年6月18日)	3,360,840,186	(同左)	0.9550	(同左)
平成23年7月末現在	3,804,146,504	—	0.9613	—
平成23年8月末現在	3,712,776,138	—	0.9471	—
平成23年9月末現在	3,665,413,698	—	0.9414	—
平成23年10月末現在	3,645,857,802	—	0.9478	—
平成23年11月末現在	3,520,002,477	—	0.9314	—
平成23年12月末現在	3,504,255,025	—	0.9382	—
平成24年1月末現在	3,500,906,028	—	0.9448	—
平成24年2月末現在	3,568,162,563	—	0.9754	—
平成24年3月末現在	3,524,870,964	—	0.9804	—
平成24年4月末現在	3,472,814,616	—	0.9730	—
平成24年5月末現在	3,351,161,919	—	0.9489	—
平成24年6月末現在	3,332,356,529	—	0.9545	—
平成24年7月末現在	3,281,079,007	—	0.9538	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第8期	—
第9期	—
第10期	—
第11期	—
第12期	—
第13期	0.0030
第14期	0.0100
第15期	0.0050
第16期	0.0100
第17期	0.0100
第18期	0.0050
第19期	0.0050
第20期	—
第21期	—
第22期	—
第23期	—
第24期	—
第25期	—
第26期	—
第27期	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第8期	△1.3
第9期	4.4
第10期	△2.8
第11期	1.6
第12期	1.9
第13期	1.3
第14期	5.9
第15期	△1.2
第16期	5.4
第17期	1.7
第18期	△1.1
第19期	△2.9
第20期	△11.3
第21期	2.5
第22期	2.0
第23期	△0.0
第24期	0.2
第25期	△0.2
第26期	△2.5
第27期	2.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

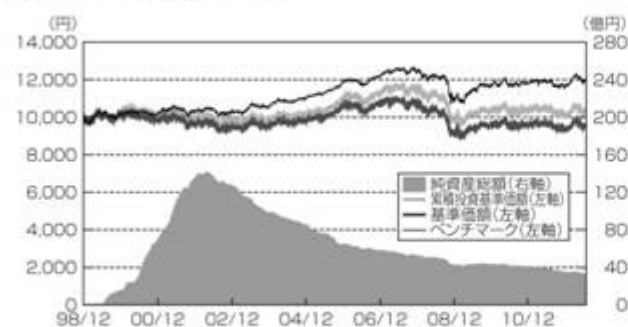
(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第8期	796,212,609	1,510,339,898	13,402,894,080
第9期	591,158,317	2,481,304,599	11,512,747,798
第10期	524,292,098	1,766,833,701	10,270,206,195
第11期	465,216,930	1,344,190,588	9,391,232,537
第12期	422,945,157	1,147,845,970	8,666,331,724
第13期	449,584,513	1,499,635,695	7,616,280,542
第14期	492,024,200	2,020,253,276	6,088,051,466
第15期	524,547,501	862,697,714	5,749,901,253
第16期	498,906,773	875,601,049	5,373,206,977
第17期	419,910,367	750,051,060	5,043,066,284
第18期	336,245,836	472,410,087	4,906,902,033
第19期	275,960,156	345,223,606	4,837,638,583
第20期	259,388,395	459,003,792	4,638,023,186
第21期	211,308,882	241,294,231	4,608,037,837
第22期	188,848,165	273,266,023	4,523,619,979
第23期	179,670,139	306,494,671	4,396,795,447
第24期	174,892,581	307,343,898	4,264,344,130
第25期	144,970,425	375,497,860	4,033,816,695
第26期	132,014,354	415,586,338	3,750,244,711
第27期	109,468,192	340,689,529	3,519,023,374

（参考情報）

運用実績（2012年6月29日現在）

基準価額・純資産の推移



分配の推移

設定来累計		810円
第23期	2010年 6月	0円
第24期	2010年12月	0円
第25期	2011年 6月	0円
第26期	2011年12月	0円
第27期	2012年 6月	0円

※分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

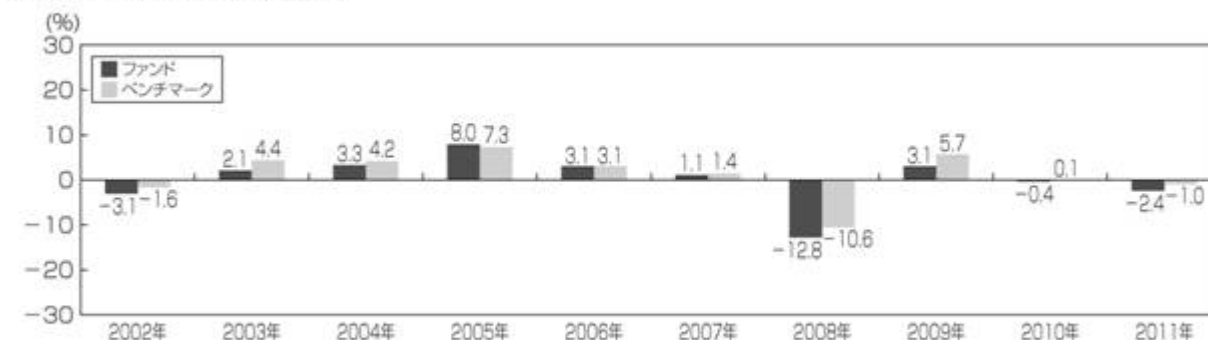
組入上位銘柄(%)

	銘柄名	主な投資対象	比率
1	ブラックロック日本債券マザーファンド	日本の公社債	40.4
2	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)	日本を含む世界先進主要国の公社債	15.1
3	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)	日本を含む世界先進主要国の公社債	15.0
4	ブラックロック・グローバルファンズ グローバル・エクイティ・ファンド	日本を含む世界各国の株式	11.0
5	ブラックロック・グローバルファンズ ジャパン・スモール・アンド・ミッド・キャップ・オポチュニティズ・ファンド	日本の株式	9.1

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しております。

※ 直近10年間の年間収益率の推移です。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

また、投資者は、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(4) 購入単位

お申込みは1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金の再投資の場合は1円単位とします。

※ 販売会社が定時定額購入サービス等(当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。)を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。

(5) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(6) 購入時手数料

① 購入受付日の翌営業日の基準価額の2.1%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

② 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(7) 購入代金の計算とお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(8) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位または1円以上1円単位をもって換金の申込をすることができます。

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金価額

換金の価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(3) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

(4) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(5) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「グローバル」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。また、マザーファンドの受益証券については、原則として計算日の基準価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年6月17日から12月16日および12月17日から翌年6月16日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、換金することにより、受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. c. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a. およびb. のファンドの償還を行いません。
- f. 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. ～ f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j. i. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. b. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. c. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ～ e. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

④ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金請求日から起算して、原則として5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間（平成23年12月17日から平成24年6月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック世界バランス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1 【財務諸表】

ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期 (平成23年12月16日現在)	第27期 (平成24年6月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,534,787,504	3,388,744,280
未収入金	5,997,319	5,421,731
流動資産合計	3,540,784,823	3,394,166,011
資産合計	3,540,784,823	3,394,166,011
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,997,319	5,421,731
未払受託者報酬	1,551,194	1,478,321
未払委託者報酬	27,728,492	26,425,773
流動負債合計	35,277,005	33,325,825
負債合計	35,277,005	33,325,825
純資産の部		
元本等		
元本	3,750,244,711	3,519,023,374
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△244,736,893	△158,183,188
（分配準備積立金）	175,432,675	159,732,672
元本等合計	3,505,507,818	3,360,840,186
純資産合計	3,505,507,818	3,360,840,186
負債純資産合計	3,540,784,823	3,394,166,011

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期 (自 平成23年 6 月17日 至 平成23年12月16日)	第27期 (自 平成23年12月17日 至 平成24年 6 月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△63,980,838	105,409,529
営業収益合計	△63,980,838	105,409,529
営業費用		
受託者報酬	1,551,194	1,478,321
委託者報酬	27,728,492	26,425,773
営業費用合計	29,279,686	27,904,094
営業利益又は営業損失（△）	△93,260,524	77,505,435
経常利益又は経常損失（△）	△93,260,524	77,505,435
当期純利益又は当期純損失（△）	△93,260,524	77,505,435
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,153,903	8,540,794
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△165,884,897	△244,736,893
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,133,853	22,137,456
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,133,853	22,137,456
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,879,228	4,548,392
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,879,228	4,548,392
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△244,736,893	△158,183,188

(3)【注記表】**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)****1 有価証券の評価基準及び評価方法**

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間の取扱い

第27期計算期間は第27期計算期末が休業日であったため、平成23年12月17日から平成24年6月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第26期 (平成23年12月16日現在)	第27期 (平成24年6月18日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	3,750,244,711口	3,519,023,374口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 244,736,893円	元本の欠損 158,183,188円
3 1口当たり純資産額	0.9347円	0.9550円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第26期 (自 平成23年6月17日 至 平成23年12月16日)	第27期 (自 平成23年12月17日 至 平成24年6月18日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	6,806,610円	5,766,059円
2 分配金の計算過程	第26期計算期末における、費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（147,514,216円）、分配準備積立金（175,432,675円）により、分配対象収益は322,946,891円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第27期計算期末における、費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（143,302,803円）、分配準備積立金（159,732,672円）により、分配対象収益は303,035,475円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第26期 (平成23年12月16日現在)	第27期 (平成24年6月18日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

当ファンドの主要投資対象について、平成 24 年 6 月 27 日付けで信託約款を変更しております。

当ファンドの主要投資対象であるブラックロック世界バランス・マザーファンド受益証券を繰上償還し、以下の3つの親投資信託受益証券及び2つの投資証券を主要投資対象に変更しております。

親投資信託受益証券

1. ブラックロック日本債券マザーファンド
2. ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）
3. ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

投資証券

1. ブラックロック・グローバル・ファンズ ジャパン・スモール・アンド・ミッド・キャップ・オポチュニティズ・ファンド
クラスA投資証券
2. ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・エクイティ・ファンド クラスA投資証券

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第26期 (平成23年12月16日現在)	第27期 (平成24年 6 月18日現在)
期首元本額	4,033,816,695円	3,750,244,711円
期中追加設定元本額	132,014,354円	109,468,192円
期中一部解約元本額	415,586,338円	340,689,529円

2 有価証券関係

第26期(平成23年12月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△61,397,280
合計	△61,397,280

第27期(平成24年 6 月18日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	95,688,275
合計	95,688,275

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】**第1 有価証券明細表****(1) 株式**

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ブラックロック世界バランス・マザー ファンド	2,649,319,272	3,388,744,280	
親投資信託受益証券 合計		2,649,319,272	3,388,744,280	
合計		2,649,319,272	3,388,744,280	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック世界バランス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成24年6月18日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック世界バランス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成24年6月18日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,229,753
金銭信託	16,056
コール・ローン	2,475,719,671
国債証券	2,680,403,200
特殊債券	197,837,520
社債券	288,812,020
未収入金	638,131,021
未収配当金	7,410,538
未収利息	12,053,892
前払費用	438,956
流動資産合計	6,302,052,627
資産合計	6,302,052,627
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,309
未払金	7,552,541
未払解約金	7,663,474
流動負債合計	15,220,324
負債合計	15,220,324
純資産の部	
元本等	
元本	4,914,941,058
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	1,371,891,245
元本等合計	6,286,832,303
純資産合計	6,286,832,303
負債純資産合計	6,302,052,627

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年6月18日現在)
1 当該計算日における受益権総数	4,914,941,058口
2 1口当たり純資産額	1.2791円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式及び公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要なリスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年6月18日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成24年 6 月18日現在)	
同計算期間の期首元本額	5,171,082,869円
同計算期間中の追加設定元本額	102,689,388円
同計算期間中の一部解約元本額	358,831,199円
同計算期間末日の元本額※	4,914,941,058円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	2,649,319,272円
ブラックロック世界バランス・ファンド	2,265,621,786円
合計	4,914,941,058円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	(平成24年 6 月18日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	46,401,300
特殊債券	603,880
社債券	△1,780,350
合計	45,224,830

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成24年 6月18日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	8,325	—	8,391	△66
	オーストラリアドル	144,323	—	146,641	△2,318
	ユーロ	124,576	—	126,501	△1,925
合計		277,224	—	281,533	△4,309

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 0 3 2 0年国債	410,000,000	460,036,400	
	1 4 3 0年国債	100,000,000	112,093,000	
	3 1 3 1 0年国債	580,000,000	610,194,800	
	3 1 3 2 年 国債	1,160,000,000	1,160,000,000	
	9 5 2 0年国債	300,000,000	338,079,000	
国債証券 合計		2,550,000,000	2,680,403,200	
特殊債券	1 緑資源債券	10,000,000	10,022,320	
	1 7 道路機構	30,000,000	33,502,020	
	2 3 2 信金中金	50,000,000	50,970,600	
	2 3 8 信金中金	20,000,000	20,271,320	
	2 7 国際協力銀行	20,000,000	21,369,500	
	3 8 道路機構	10,000,000	10,845,360	
	4 本州四国連絡橋	20,000,000	20,638,040	
	5 0 日本政策投資B	10,000,000	10,120,090	
	い 6 8 7 利付商工債	10,000,000	10,025,890	
	い 6 9 5 利付農林債	10,000,000	10,072,380	
特殊債券 合計		190,000,000	197,837,520	
社債券	2 J Pモルガンチエース劣後	100,000,000	98,474,100	
	4 6 0 中部電力	20,000,000	20,055,020	
	4 7 2 中部電力	30,000,000	30,037,860	
	4 7 5 中部電力	70,000,000	73,941,140	
	4 8 9 中部電力	10,000,000	10,090,660	
	5 0 1 東京電力	10,000,000	9,794,490	
	5 1 7 東京電力	40,000,000	36,668,400	
	5 4 1 東京電力	10,000,000	9,750,350	
社債券 合計		290,000,000	288,812,020	
合計		3,030,000,000	3,167,052,740	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド(平成24年7月末現在)

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,293,160,198円
II 負債総額	12,081,191円
III 純資産総額(I－II)	3,281,079,007円
IV 発行済数量	3,440,091,525口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	0.9538円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金 2,435,000千円

② 発行する株式の総数 36,000株

③ 発行済株式の総数 10,158株

④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務ならびに有価証券の売買の媒介および有価証券の募集に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年6月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	29本	132,307百万円
	単位型株式投資信託	1本	21,930百万円
私募投資信託		69本	1,183,238百万円
合計		99本	1,337,475百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第24期 (平成23年3月31日現在)	第25期 (平成24年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	※ 3	7,036	7,980
前払金		4	-
立替金		12	4
前払費用		120	113
未収入金		95	29
未収委託者報酬		1,101	880
未収運用受託報酬		3,104	2,590
未収収益		143	633
未収還付法人税等		100	79
繰延税金資産		417	388
その他流動資産		5	4
流動資産計		12,142	12,706
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	2,011	1,847
器具備品	※ 1	768	605
有形固定資産計		2,779	2,453
無形固定資産			
ソフトウェア		23	17
のれん		2,951	2,214
クライアント・リレーションシップ資産		1,380	1,073
その他の無形固定資産		3	3
無形固定資産計		4,359	3,309
投資その他の資産			
関係会社株式	※ 2	300	-
長期差入保証金		978	972
長期前払費用		-	52
繰延税金資産		1,312	774
投資その他の資産計		2,591	1,799
固定資産計		9,730	7,562
資産合計		21,872	20,268

(単位：百万円)

	第24期 (平成23年3月31日現在)	第25期 (平成24年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	115	70
未払収益分配金	1	1
未払償還金	77	77
未払手数料	393	328
その他未払金	2	11
未払費用	896	889
未払消費税等	43	14
未払法人税等	21	-
賞与引当金	410	352
役員賞与引当金	24	26
早期退職慰労引当金	26	69
流動負債計	2,012	1,839
固定負債		
長期借入金	6,337	5,237
退職給付引当金	342	44
資産除去債務	237	240
固定負債計	6,917	5,522
負債合計	8,929	7,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,008	3,972
利益剰余金合計	4,345	4,308
株主資本合計	12,942	12,906
純資産合計	12,942	12,906
負債・純資産合計	21,872	20,268

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,677	4,207
運用受託報酬	9,800	7,952
その他営業収益	2,292	4,287
営業収益計	17,771	16,448
営業費用		
支払手数料	1,859	1,370
広告宣伝費	73	218
公告費	0	12
調査費		
調査費	422	399
委託調査費	2,895	2,523
調査費計	3,318	2,922
委託計算費	244	131
営業雑経費		
通信費	149	77
印刷費	122	80
諸会費	16	24
営業雑経費計	288	183
営業費用計	5,784	4,839
一般管理費		
給料		
役員報酬	262	268
給料・手当	3,712	3,566
賞与	1,786	1,804
給料計	5,761	5,640
退職給付費用	320	267
福利厚生費	695	691
事務委託費	945	1,002
交際費	25	31
寄付金	2	2
旅費交通費	249	168
租税公課	131	113
不動産賃借料	1,113	964
水道光熱費	147	99
固定資産減価償却費	509	329
のれん償却費	736	736
クライアント・リレーションシップ資産償却費	306	306
資産除去債務利息費用	3	3
諸経費	767	313
一般管理費計	11,716	10,672
営業利益	269	936

(単位：百万円)

	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	※ 1 500	-
還付加算金等	18	0
早期退職慰労引当金戻入益	46	-
雑益	-	53
その他営業外収益	5	-
営業外収益計	570	53
営業外費用		
支払利息	333	172
有価証券売却損	0	-
為替差損	25	4
固定資産除却損	-	3
営業外費用計	359	180
経常利益	481	810
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	159
特別利益計	-	159
特別損失		
固定資産除却損	126	-
特別退職金	118	389
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	35	-
特別損失計	279	389
税引前当期純利益	201	579
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	238	613
当期純損失（△）	△38	△36

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	485	2,435
当期変動額		
新株の発行	1,950	-
当期変動額合計	1,950	-
当期末残高	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	366	2,316
当期変動額		
新株の発行	1,950	-
当期変動額合計	1,950	-
当期末残高	2,316	2,316
その他資本剰余金		
当期首残高	3,846	3,846
当期末残高	3,846	3,846
資本剰余金合計		
当期首残高	4,212	6,162
当期変動額		
新株の発行	1,950	-
当期変動額合計	1,950	-
当期末残高	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,047	4,008
当期変動額		
当期純損失 (△)	△38	△36
当期変動額合計	△38	△36
当期末残高	4,008	3,972
利益剰余金合計		
当期首残高	4,383	4,345
当期変動額		
当期純損失 (△)	△38	△36
当期変動額合計	△38	△36
当期末残高	4,345	4,308

(単位：百万円)

	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	9,081	12,942
当期変動額		
新株の発行	3,900	-
当期純損失（△）	△38	△36
当期変動額合計	3,861	△36
当期末残高	12,942	12,906
純資産合計		
当期首残高	9,081	12,942
当期変動額		
新株の発行	3,900	-
当期純損失（△）	△38	△36
当期変動額合計	3,861	△36
当期末残高	12,942	12,906

（重要な会計方針）**1. 有価証券の評価基準及び評価方法****（1） 子会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

（2） その他有価証券で時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法**（1） 有形固定資産**

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

（2） 無形固定資産

ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準**（1） 退職給付引当金の計上方法****① 旧退職金制度**

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(2) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物附属設備	281 百万円	445 百万円
器具備品	393 百万円	550 百万円

※ 2 関係会社に対する資産

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
関係会社株式	300 百万円	—

※ 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	5,500 百万円	500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	5,500 百万円	500 百万円

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
受取配当金	500 百万円	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,238	920	—	10,158

（変動事項の概要）

100%親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社に対する現物出資による株主割当による増加：
920株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	—	—	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,036	7,036	—
(2) 前払金	4	4	—
(3) 立替金	12	12	—
(4) 未収入金	95	95	—
(5) 未収委託者報酬	1,101	1,101	—
(6) 未収運用受託報酬	3,104	3,104	—
(7) 未収収益	143	143	—
(8) 未収還付法人税等	100	100	—
(9) 長期差入保証金	978	902	△76
資産計	12,577	12,501	△76
(1) 預り金	115	115	—
(2) 未払金	474	474	—
(3) 未払費用	896	896	—
(4) 未払消費税等	43	43	—
(5) 未払法人税等	21	21	—
(6) 長期借入金	6,337	6,892	555
負債計	7,888	8,444	555

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,980	7,980	—
(3) 立替金	4	4	—
(4) 未収入金	29	29	—
(5) 未収委託者報酬	880	880	—
(6) 未収運用受託報酬	2,590	2,590	—
(7) 未収収益	633	633	—
(8) 未収還付法人税等	79	79	—
(9) 長期差入保証金	972	925	△46
資産計	13,171	13,125	△46
(1) 預り金	70	70	—
(2) 未払金	418	418	—
(3) 未払費用	889	889	—
(4) 未払消費税等	14	14	—
(6) 長期借入金	5,237	5,629	391
負債計	6,628	7,020	391

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金・預金、(2) 前払金、(3) 立替金、(4) 未収入金、(5) 未収委託者報酬、(6) 未収運用受託報酬、(7) 未収収益及び(8) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (9) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負債

(1) 預り金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
子会社株式	300	—

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	—	—	—	—	—	6,337
合計	—	—	—	—	—	6,337

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	—	—	—	—	—	5,237
合計	—	—	—	—	—	5,237

（有価証券関係）**1. 事業年度中に売却したその他有価証券**

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
投資信託受益証券	0	—	0
合計	0	—	0

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）**1. 採用している退職給付制度の概要**

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	△1,550	△1,618
(2) 年金資産	1,352	1,592
(3) 未積立退職給付債務	△198	△25
(4) 未認識過去勤務債務	△47	△43
(5) 未認識数理計算上の差異	△96	23
(6) 退職給付引当金	△342	△44

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
(1) 勤務費用等	275	226
(2) 利息費用	23	27
(3) 期待運用収益	△11	△28
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0	△4
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	△1	△10
(6) 確定拠出年金に係る要拠出額	33	57
退職給付費用合計	320	267
(7) 特別退職金	118	389
合計	438	657

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(2) 割引率

前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1.8%	1.1%

(3) 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
△0.7%～2.5%	2.1%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生翌事業年度から9年で処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,530 百万円	1,085 百万円
未払費用	220 "	223 "
賞与引当金	178 "	133 "
資産除去債務	97 "	85 "
有形固定資産	89 "	40 "
早期退職慰労引当金	10 "	26 "
退職給付引当金	140 "	17 "
無形固定資産	91 "	6 "
資産調整勘定	39 "	— "
その他	11 "	5 "
繰延税金資産合計	2,410 "	1,625 "
繰延税金負債		
無形固定資産	△608 "	△404 "
資産除去債務に対応する除去費用	△72 "	△56 "
その他	— "	△1 "
繰延税金負債合計	△680 "	△462 "
繰延税金資産の純額	1,730 "	1,162 "

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	417 百万円	388 百万円
固定資産－繰延税金資産	1,312 //	774 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0 %	41.0 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	48.6 //	13.1 //
損金不算入ののれん償却額	128.8 //	44.7 //
抱合せ株式消滅差益	— //	△11.3 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△101.7 //	— //
住民税均等割	1.1 //	0.4 //
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	— //	17.9 //
その他	1.5 //	0.3 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	119.2 %	106.2 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されています。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が103百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が103百万円増加しています。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（共通支配下の取引等）

1. 取引の概要

（1） 結合当事企業の名称

結合企業：ブラックロック・ジャパン株式会社

被結合企業：ブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）

（2） 主な事業内容

第一種金融商品取引業

（3） 企業結合日

平成23年4月1日

（4） 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、BSCを吸収合併消滅会社としました。

（5） 結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

（6） 取引の目的を含む取引の概要

当社はグループ内における再編の一環として、平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるBSCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、本吸収合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高（注）	233	237
時の経過による調整額	3	3
期末残高	237	240

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,677	9,800	2,292	17,771

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	その他	合計
14,812	2,958	17,771

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,207	7,952	4,287	16,448

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,063	3,092	1,292	16,448

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラック ロック・ ジャパン ・ホール ディング ス(合)	東京都 千代田区	1万円	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	(被所有) 直接 100	出資	新株 の発行	3,900	資本金	1,950
									資本 準備金	1,950

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラック ロック・ ファイナ ンシャル ・マネジ メント・ インク	米国 ニュー ヨーク州	9,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	282
							受入 手数料	1,403		
							委託 調査費	1,047	未払費用	106
							事務 委託費	111		

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ブラック ロック 証券(株)	東京都 千代田区	1億 5千5万円	第一種 金融商品 取引業	所有 直接 100	出資	受取 配当金	500	—	—

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ブラック ロック 証券(株)	東京都 千代田区	1億 5千5万円	第一種 金融商品 取引業	所有 直接 100	吸収合併 消滅会社	吸収合併	承継資産 合計:846	—	—
								承継負債 合計:387		

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラック ロック・ ルック ス・フィ ンコ・S. a.r.l.	ルクセン ブルグ 大公国 ルクセン ブルグ市	10万 米ドル	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	なし	ローン 借入	借入金	—	長期 借入金	6,337
							支払利息	333	未払利息	—

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラック ロック・ ルック ス・フィ ンコ・S. a.r.l.	ルクセン ブルグ 大公国 ルクセン ブルグ市	10万 米ドル	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	なし	ローン 借入	資金 の返済	1,100	長期 借入金	5,237
							支払利息	172	未払利息	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 親会社への新株発行については、当社に対する貸付金を出資の目的とする株式発行であります。
- (2) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 子会社からの受取配当金については、子会社における平成23年3月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社は配当金を受領しました。
- (7) 子会社との吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。
- (8) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (9) 長期借入金の期末残高のうち、5,237百万円は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,389,292 円 18 銭	1,270,562 円 50 銭
1株当たり当期純損失金額	4,171 円 51 銭	3,570 円 78 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純損失（百万円）	38	36
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純損失（百万円）	38	36
普通株式の期中平均株式数（株）	9,316	10,158

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
平成23年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１） 受託会社

- ・ 名称 ：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 ：324,279百万円(平成24年３月末現在)
- ・ 事業の内容 ：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

- ・ 名称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 ：10,000百万円(平成24年３月末現在)
- ・ 事業の内容 ：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 ：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２） 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年３月末現在)	事業の内容
株式会社伊予銀行*	20,948百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社岩手銀行	12,089百万円	
株式会社香川銀行*	12,014百万円	
株式会社京都銀行*	42,103百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	
株式会社東和銀行	38,653百万円	
株式会社広島銀行*	54,573百万円	
株式会社福岡銀行*	82,239百万円	
株式会社横浜銀行*	215,628百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社	8,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

＊ 株式会社伊予銀行、株式会社香川銀行、株式会社京都銀行、株式会社広島銀行、株式会社福岡銀行および株式会社横浜銀行は、信託契約の換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いはい行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

平成24年3月16日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成24年4月17日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年8月8日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・グローバル・バランス・ファンドの平成23年12月17日から平成24年6月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・グローバル・バランス・ファンドの平成24年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川 本 修 司

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

若 林 亜 希

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上